

調整後総所得 Adjusted gross income (AGI) 【Form 1040】	【Form 1040】上で総所得 gross incomeから調整総所得前控除 above the line deductionsを差し引いて算出した所得。
---	--

所得控除 納税者は以下いずれか大きい方(有利な方)を選択 ・標準控除 ・項目別控除	標準控除 standard deductions【Form 1040】	
	項目別控除 itemized deductions【Schedule A】→【Form 1040】の順で転記	
	申告資格に応じた金額を調整後所得から控除	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上と[目の不自由な納税者]は通常の控除額に加えて1,600ドルの追加控除が認められている 控除額: AGIの10%を超える部分が控除可能 生命保険料、所得補償保険料は控除不可 コンタクト、メガネ、自宅改造費(資本的支出除く)も控除可能
	医療費 medical expense	
	諸税 taxes	<ul style="list-style-type: none"> state/local/foreign income taxes、local real property/personal property taxは年間5,000ドルまで控除可能。夫婦合算の場合は10,000ドルまで州地方税は控除可能。 federal income taxes、estate or gift taxes、motor vehicle taxes、foreign property taxは控除対象外
	支払利息 interest expenses	<ul style="list-style-type: none"> qualified residence interest(自宅を担保にしていること、2件目まで)は375,000ドルまで控除可能。夫婦合算の場合は750,000ドルまで控除可能。 investment interestは投資純利益を上限に控除可能。無期限繰越。 personal interest(私的な資産購入)は控除不可
慈善寄付金 charitable contribution	<ul style="list-style-type: none"> ※法人との違いに注意 支払時に控除可能 控除額: AGIの60%まで控除可能 控除できなかった部分は5年間繰越可能 property寄付時はFMVとBasisの小さい方を控除額として採用 needy familyと隣人への寄付は控除対象外 	
災害損失 casualty loss	<ul style="list-style-type: none"> ※法人との違いに注意 federal declared disaster areaで発生した災害のみ控除可能 控除可能額: (FMV減少 or Basisのいずれか小さい方) - insurance proceeds - 100ドル - AGIの10% 	

課税所得 Taxable income 【Form 1040】	【Form 1040】上で調整後総所得 Adjusted gross income(AGI)から所得控除(標準控除or項目別控除)を差し引いて算出した課税の対象となる所得。
税額 Tax【Form 1040】	課税所得に対して税率をかけて算出した金額

税額控除 tax credit	子女養育費税額控除 child and dependent care credit	<ul style="list-style-type: none"> 納税者が収入を得るために世話に費用が掛かること AGIに応じて基準額の20~35%が税額控除可能 基準額: 世話費用 or 対象1人あたり3000ドルのいずれか小さい方 × 20-30%
	低所得者税額控除 earned income credit	還付あり
	子女税額控除 child tax credit	<ul style="list-style-type: none"> 17歳未満の納税者の子供1人あたり2000ドル控除可能 納税額が0の場合は還付を受けることができる 勤労所得のうち4500ドルを超過する部分の15%が還付される。(ただし子ども1人あたり1400ドルが上限)

納付税額 Tax【Form 1040】	税額に対して税額控除を差し引いた金額
------------------------	--------------------

納付	予定納税	<ul style="list-style-type: none"> 【個人】 源泉徴収をされていない個人、個人事業主が対象 いずれか小さい方を年4回に分けて納付 昨年度実績税額の100%。高額納税者は昨年度110% 今年度予定税額の90%。 【法人】 いずれか小さいほうを年4回に分けて納付 昨年度実績税額の100%。 今年度予定税額の100%。
	申告	<ul style="list-style-type: none"> 4/15が申告書提出期限。6ヶ月延長可能。 しかし納付の延長はできないため見積額で支払う 【個人】 課税所得がある場合のみ申告。 【法人】 課税所得がなくても申告。

法人特有の控除 deductions particular to corporations	創業費 organizational expenditures	<ul style="list-style-type: none"> ・会社が営業を開始した課税年度において 5,000ドルまで即時控除可能 ・創業費が50,000ドルを超える場合はその超過分だけ即時控除の 5,000ドルから減額 (つまり創業費が 55,000ドルだと即時控除は 0) ・即時控除できなかった創業費は 180ヵ月で均等償却
	慈善寄付金 charitable contribution	<ul style="list-style-type: none"> ※個人との違いに注意 ・支払時に控除可能 (ただし年度内に決議済で申告書提出までに支払の場合、年度内に控除可能) ・控除額、課税所得の10%まで控除可能 ・計算上の課税所得は「寄付金控除前」、「受配控除前」、「資本損失繰戻前」で判定 ・控除できなかった部分は5年間繰越可能
	受取配当金控除 DRD	<ul style="list-style-type: none"> 持分比率80%以上 → 100%控除 持分比率20%以上 → 65%控除 持分比率20%未満 → 50%控除 <p>受取配当金を含む総所得に対して受配★控除率で控除して NOLが出るか検討 NOLが出る場合は、受配★控除率 NOLが出ない場合は、所得★控除率とする</p>
	繰越欠損金 NOL	<ul style="list-style-type: none"> ※事業経費と同様 繰越は無期限、繰戻は不可。欠損金は課税所得の80%まで使用できる。
	災害損失 casualty loss	<ul style="list-style-type: none"> ※個人との違いに注意 全額控除可能

事業経費 business expenses 【Schedule C】	旅費、飲食費 travel and meals	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食費は50%が控除可能 ・通勤費と個人旅行費用は控除不可
	事業目的の贈答 business gift	贈答先一人当たり25ドルまでは控除可能
	諸税、支払利息 taxes, interest	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主が支払う各種税金 (所得税以外) は控除可能 ・支払利息は現金主義を採用した個人事業主でも、前払利息の計上は義務
	貸倒損失 bad debts	<ul style="list-style-type: none"> ・引当方法 (reserve method) は認められていない ・非事業の貸倒損失は短期資本損失として扱う
	減価償却制度 depreciation system	<ul style="list-style-type: none"> ・償却方法は MACRS (残存価値 0 とする) ・[不動産以外] 定率法。車両、PC は 5 年。器具備品、構造物、機械は 7 年。 ・[不動産] 定額法。居住用不動産は 27.5 年。事業用不動産は 39 年。
	減価償却の平均化慣行 averaging convention for depreciation	<ul style="list-style-type: none"> 使用開始と処分時には以下ルールを適用 ・[不動産] 通常 mid-year convention、4Q が 40% 超の場合はは mid-quarter convention ・[不動産] mid-month convention
	179 条費用化選択 section 179 expense election	179 条を選択すると有形固定資産の取得費用を一定額即時費用化可能
	試験研究費 R&D expense	発生時費用化 or 60ヵ月以上で償却
	197 条無形資産の償却 section 197 intangibles	営業権等は 15 年で均等償却
繰越欠損金 NOL	繰越は無期限、繰戻は不可。欠損金は課税所得の80%まで使用できる。	

資本損益 【Schedule D】	資本損益 capital gains or losses	資本資産 capital assets の処分により生じた損益 それ以外の損益が通常損益 ordinary gains or losses
	資本資産 capital asset	<ul style="list-style-type: none"> ・投資目的で保有された資産。 ・個人的な使用目的で保有されている資産。ただし loss については控除できない。使用したものとみなす
	Section 1231 資産	保有期間 1 年以上の事業用資産。この資産の売却益は通常損益でなく、資本損益となる。
	Section 1245	1231 資産のうち、償却性動産。処分により認識される資本損益のうち、過去の減価償却分については通常所得とするルール
	Section 1250	1231 資産のうち、不動産。処分により認識される資本損益のうち、過去の減価償却分については通常所得とするルール
	資本純利得 net capital gain	【個人・法人ともに】 gross income に算入される
	資本純損失 net capital loss	<ul style="list-style-type: none"> 【個人】 ・3000ドルを上限に above the line deduction で控除可能 (通常所得との相殺可) ・繰越は無期限、繰戻は不可。 【法人】 ・capital loss は capital gain とのみ相殺可能。通常所得との相殺不可 ・5年の繰越、3年の繰戻可能。繰戻があるのはこれだけ。 ※法人の慈善寄附金と capital loss のみが 5 年繰越。他は全て無期限繰越

【その他論点】

申告資格	<p>Married filing jointly 配偶者が死亡した年度は適用可能</p> <p>Surviving spouse/Qualified widow 以下条件を全て満たす必要あり(2年間申告可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者死亡の翌年度以降 ・配偶者死亡時に夫婦合算申告を行なった ・扶養家族である子、孫が「同居」 ・家計の50%超を支援している ・再婚していない <p>Head of household 以下条件を全て満たす必要あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚していない ・Surviving spouse/Qualified widowに該当しない ・子供、親などの扶養家族のために家計の50%超を支援している ・配偶者がその家庭に直近6ヶ月間同居していない <p>Single</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身であること ・子供親などの扶養家族のために家計の50%超を支援していない
扶養家族	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の子供 ・18歳以下 or 障害者 ・半分以上納税者と同居 ・自身の生活費の50%超を他人に依存
Kiddie tax	子供の不労所得に対しては kiddie taxが課税される。
相続により取得した Propertyの保有期間	相続により取得した propertyの保有期間は、実際の保有期間に関わらず「1年起」となる。
代替ミニマム税 AMT	<p>Tentative MT — Regurar tax=AMT</p> <p>AMT調整項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸税 AMTでは控除不可 ・適格住宅利息 AMTでは2件目の借入利息は控除不可 ・標準控除 AMTでは不可 ・償却方法 AMTではstraight lineのみ
株式の償還	<p>100%株主の株式償還は配当と変わらないため配当所得とみなす、それ以外は償還後に配当額が下がるため資本損益とする</p> <p>・会社側は償還にかかる費用は資本取引の一部のため控除不可</p>
パートナーシップ S corp 特別項目	<p>パススルーする特別項目は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸所得(費用の方は関係なし) ・受取利息、配当、ロイヤリティ ・capital gain(1231条損益含む) ・179条費用化選択 →有形固定資産の取得時一括費用化 ・慈善寄附金 ・投資支払利息 ・外国所得税 ・非課税所得
S corp.	Built-in taxはC corp.時代の未実現利益(FMVとbasisの差)であり、CcorpからScorpへ転換した含み益についてはScorp になった5年以内に実現した場合はパススルーせず S corp.に対して課税される。
S corp.要件	<ul style="list-style-type: none"> ・内国法人 ・株式は一種類のみ ・株主は個人、遺産財団、信託 ・株主は100人まで ・株主に非居住の外国人がいない
人的所有会社税 PHC tax	<p>PHCの条件は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式の51%超が5人以下の個人によって所有されている。 ・所得の60%超が受配、受取利息、賃料、ロイヤリティなど <p>PHCについては通常の法人税に加えて配当されていない所得に対して PHC taxが課税される(個人の節税に PHCが使用されないように) 実際に配当を支払わなくても同意配当により PHC Taxを回避できる(この分は株主の総所得に含める。配当と出資が同時に行われたとみなす)</p>
非課税組織	<p>定款の組織の目的が charityに限定されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社交クラブ、教員退職金基金、宗教、慈善、科学、文学、動物園、博物館 ・政治目的はだめ ・教会、教育、病院など公的に支援を受けている機関をパブリックチャリティーと呼ぶ、それ以外はプライベート・ファウンデーションと呼ぶ